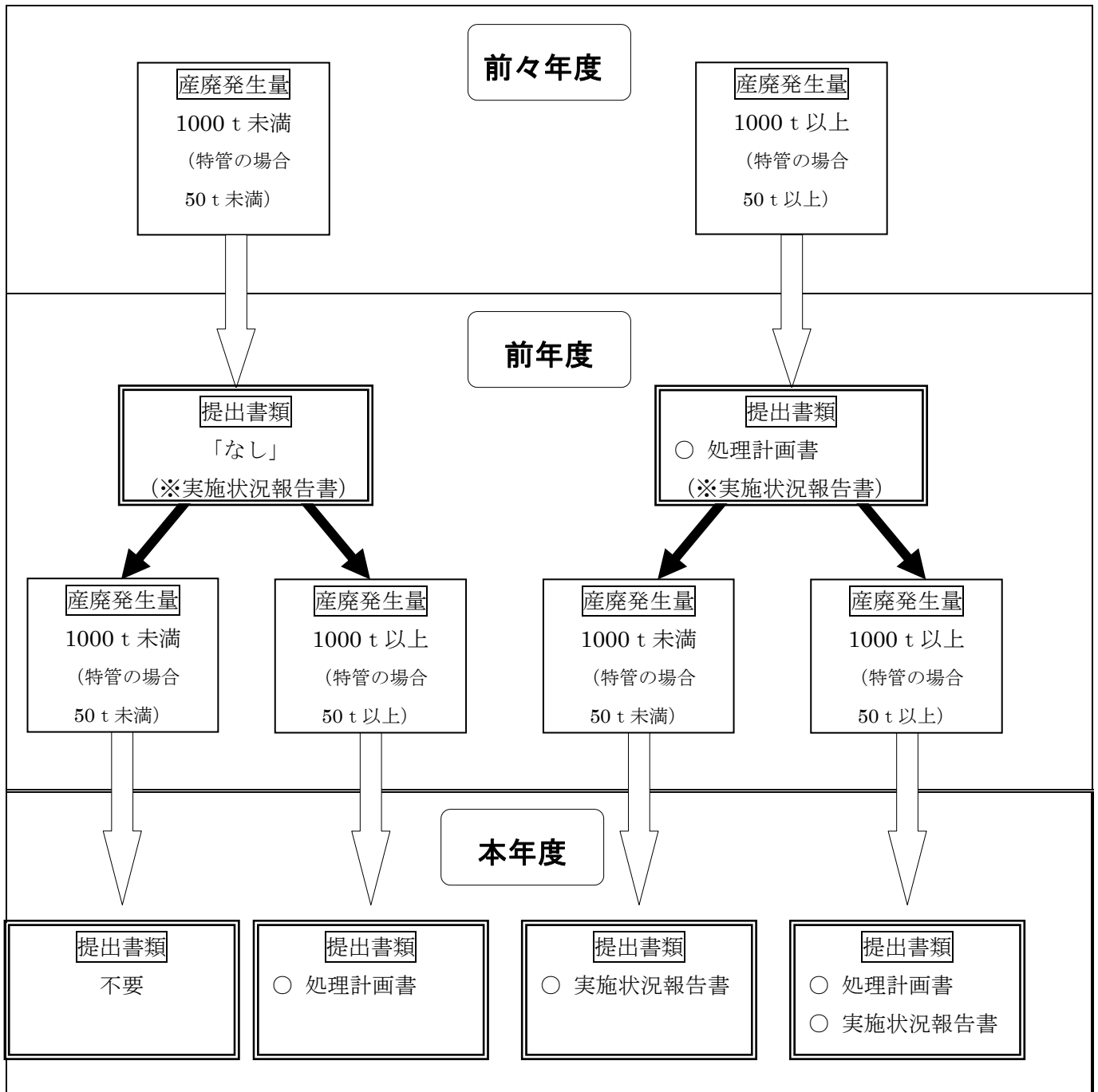


## 多量排出事業者の提出書類

発生量によって以下の提出書類が必要となります。下表を参考に提出書類をご準備ください。

前年度の産廃発生量が 1000t 以上（特管の場合 50t 以上）の場合、本年度には「処理計画書」の提出が義務付けられています。また、前々年度の産廃発生量が 1000t 以上（特管の場合 50t 以上）の場合、本年度は前年度に立てた処理計画に対する「実施状況報告書」の提出が義務付けられています。



【備考】※ 前々年度の産廃発生量が基準以上であれば、前年度に立てた処理計画に対する実施状況報告書の提出が必要になります。